令和7年度 昭和区区民まつり会場設営委託仕様書

品名	令和7年度 昭和区区民まつり会場設営委託
内 容	 1 テント、机、いす、その他資機材のレンタル、設営、運営、撤去 2 会場内の電源設備、及び付属品等のレンタル、設営、運営、撤去 3 10月24日(金)から設営する場合のみ、設営資材等の夜間警備(24日(金)夜~25日(土)朝まで。25日(土)~26日(日)は実行委員会において別途契約予定)
ま つ り 開催日時	令和7年10月26日(日) 午前10時~午後3時(まつり開催時間) ※小雨決行(開催の可否は当日午前7時までに決定。)
納入場所	鶴舞公園(別添会場図参照)
納入方法	 設営日時 令和7年10月24日(金)午後1時~翌25日(土)午後6時の間 撤去日時 令和7年10月26日(日)午後4時~翌27日(月)の間 (雨天中止等の場合は10月26日(日)午前9時~) ※設営・撤去その他受託事項全般につき、職員の指示に従うこと。
中止時の 委託金額	実行委員会がやむを得ず行事を中止すると判断した場合、委託料の支払いについては、中止を連絡した時点で既に必要となった実費分を支払うものとし、その内容及び金額については、受託者からの見積金額の請求に基づき、実行委員会と協議の上、支払うものとする。ただし、契約金額を上限額とし、あらかじめ中止(不使用)の場合の費用については、関係各所に事前に確認しておくこと。
その他	詳細資料…品目表(別添)、設営等詳細(別添) 参考資料…事業概要(別添)、会場配置図(別添)、鶴舞公園電源配置図(別添) 妨害又は不当要求に対する届出義務(別添)
照 会 先	昭和区区民まつり実行委員会(昭和区役所地域力推進課) 担当:若松・棚橋 TEL735-3822 FAX735-3829

品目表

区分	項目	数量	単位	仕様等
模擬店	小テント		張	1.5 K×2 K。一部テントを連結 (2張×6か所)
	テントウエイト30kg	48		
(赤エリア)	横幕 (1K)	56. 5	K	テント用
	ベニヤテーブル	56	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	57	H-	
	電源 (コンセント)	12	-	7テントで使用。全容量13kW程度(電気設備に含む)
	ブルーシート1.5 k×2 k	14	-	テント内地面を占めるもの
	テーブルクロス	54	-	会議用テーブルに使用(ビニール製も可)
	ホットショーケース	2	台	A 100/11/ 7 / 1 (C)/11 (C) / 1 / 2 (C) 1/
オレンジエリア	大テント	1		2 K×3 K
A V V V — J J	小テント	5	-	1.5 K×2 K。一部テントを連結 (2張×2か所)
	-			1.5 1.4 1.5 1.7 2 1.6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	テントウエイト30kg	22	個	-\.1 \mathred{\Pi}
	横幕 (1K)	9	-	テント用
	会議用テーブル	22	<u> </u>	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	49		
	ブルーシート1.5k×2k	1	枚	
	ブルーシート2k×3k	1	枚	テント内地面を占めるもの
	体育用マット	3	-	W1800 mm×D900 mm×50mm
黄色エリア	大テント	7	-	2 K×3 K 一部テントを連結 (大1+小1、1カ所)
	小テント	3	-	1.5 K×2 K 一部テントを連結 (2張×2か所)
	テントウエイト30kg	46	個	
	横幕(1K) 	19	K	
	会議用テーブル	50	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	118	脚	
	ホワイトボード	1		
	システムパネル(自立式)	9	枚	W900 mm×H2100 mm
	防球ネット	5		H1000m×W2000mm
青エリア	大テント	10	張	2 K×3 K 一部テントを連結 (2張×1か所)
	小テント	2	張	1.5 K×2 K
	テントウエイト30kg	66	個	
	会議用テーブル	66	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	148	脚	
	電源 (コンセント)	1	-	1テントで使用。全容量 2kW程度(電気設備に含む)
	ホワイトボード	2	台	
	システムパネル (自立式)	24		W900 mm×H2100 mm
紫エリア	大テント	6		2 K×3 K 一部テントを連結 (2張×2か所)
	小テント	9	張	1.5 K×2 K テントを連結 (7張×1カ所)
	テントウエイト30kg	56		
	横幕 (1K)	31	_	テント用
	会議用テーブル	51	_	W1800 mm × D450 mm
	丸イス 電源 (コンセント)	7		全容量 6.7kW程度 (電気設備に含む) 2kw使用テントが2テント隣接。 2.5kw使用テント、0.1kw使用テント、0.1kw使用テントが3テント隣
	システムパネル	15	析	接。 W900 mm×H2100 mm
	ブルーシート2k×3k	2	-	テント内地面を占めるもの
	ブルーシート1.5 k×2 k	6	-	テント内地面を占めるもの
	テーブルクロス		-	テーブル用(ビニール製も可)
鶴々亭(お茶会)	会議用テーブル	15		V1800 mm×D450 mm
M・丁 (40 不五)	△ HX/II / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1	/ *	III COO IIII CUTOO IIII

区分	項目	数量	単位	仕様等
	丸イス	3	脚	
お絵かきバス	大テント	1	張	2 K×3 K
	横幕 (1K)	7	K	大テントの半分を覆うため
	テントウエイト30kg	6	個	
	会議用テーブル	5	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	10	脚	
	電源 (コンセント)	2	個	全容量 2kW程度 (電気設備に含む)
	コーン (ウエイト付)	8	台	
	コーンバー	4		W1800 mm×D900 mm×50mm
案内所等	大テント	1		1.5 K×2 K 天幕色つきのもの
	小テント	2		2 K×3 K 天幕色つきのもの
	テントウエイト30kg	14		W4000 AV D450
	ホワイトボード	3		W1800 mm × D450 mm
	会議用テーブル	12		W1800 mm × D450 mm
1 / 1 - 12	丸イス	26	脚	
メインステージ (奏楽堂)	折畳イス 会議用テーブル	3	脚本	
(关米里)	ホワイトボード (ウエイト付)	2	台	
	システムパネル	1		W900 mm×H2100 mm
	パネルウエイト			PA卓覆い用3枚
	コーン (ウエイト付)	20	個個	H700 mm
	コーン(ウエイト刊)	10		L2000 mm
	分電盤用コンセント	10		奏楽堂下分電盤用 (電気設備に含む)
メインステージ控えテント		3		2 K×3 K。一部テントを連結 (2張×1か所)
アインハケーン圧んアンド	テントウエイト30kg	16		2 1/3 1/6 日 1/2 1/2 日 1/2
	横幕 (1K)	14		テント用。着替えテント1張りは隙間目隠しをする。
	会議用テーブル	3		W1800 mm×D450 mm
	丸イス		脚	
	ブルーシート2k×3k	3		テント内地面を占めるもの
	姿見	4	台	7 113200 2 100
普選記念壇ステージ	小テント	1		1.5 K×2 K
	テントウエイト30kg	4	個	1.0 1.72 1
	ホワイトボード	1	本	
	会議用テーブル	2		W1800 mm×D450 mm
	折畳イス	10	脚	
	丸イス	30	脚	
普選記念壇ステージ	小テント(ウエイト付・杭打ち不可)	4		1.5 K×2 K
控えテント	テントウエイト30kg	16		
	横幕 (1K)	30. 5		 テント用。着替えテント2張はそれぞれ隙間目隠しする。
	会議用テーブル	8		W1800 mm×D450 mm
	丸イス	8	脚	
	ブルーシート1.5k×2k	4		テント内地面を占めるもの
	姿見	2	台	-
本部・来賓	小テント	5		1.5 K×2 K 5張すべて連結
(オレンジエリア)	テントウエイト30kg	12		
	横幕 (1K)	12. 5		テント用 1テントは4方を覆う。
	丸イス	16		
	折畳イス	30	脚	
	ホワイトボード	1	枚	
I				

区分	項目	数量	単位	仕様等
	ブルーシート1.5k×2k	1	枚	テント内地面を占めるもの
	コーン (ウエイト付)	12	個	H700 mm
	コーンバー	6	本	L2000 mm
	ハンガーラック	2	台	
管理テント	大テント	2	張	2 K×3 K
(消防団警備本部)	小テント	1	張	1.5 K×2 K
	テントウエイト30kg	16	個	
(子ども会パレード)	横幕 (1K)	24	K	テント用
	会議用テーブル	9	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	40	脚	
	ブルーシート2k×3k	3	枚	
	ブルーシート1.5k×2k	2	枚	テント内地面を占めるもの
	システムパネル (自立式)	1	枚	W900 mm×H2100 mm
ショウちゃんテント	小テント	1	張	1.5 K×2 K
	テントウエイト30kg	4	個	
	横幕 (1K)	7	K	テント用
	会議用テーブル	1	本	W1800 mm×D450 mm
	丸イス	4	脚	
	ブルーシート1.5k×2k	1	枚	テント内地面を占めるもの
全体	携帯電話またはデジタル無線機	19	台	携帯電話の場合、電話番号は予め通知(10月中旬) 無線機の場合、十分な音声出力があり鶴舞公園内全域で使用可能なも のとする。
	消火器	8	本	
	防火バケツ	8	個	会場内通路等に配置
	コーン (ウエイト付)	10	個	H700 mm
	コーンバー	5	本	L2000 mm
	電気設備	1	式	維持管理員含む。25KVA発電機1台(赤エリア)、2.8KVA発電機6台(紫エリア3台、お絵かきバス1台、青エリア1台、予備1台)を想定。
	資機材搬送	1	式	(現場リフト込み)
	夜間警備	1	式	
	設営・撤去	1	式	
	管理諸経費	1	式	諸経費+夜間警備

設営等詳細

1 設営について

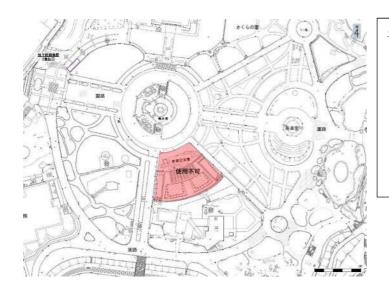
- (1) 時 間 原則として令和7年10月24日(金)午後1時から翌25日(土)午後6 時の間に設営してください。
- (2) 注意事項 施設・樹木等の現状を変更・損傷することなく作業してください。 テントは杭打ち不可、ウェイト付きでお願いします。 24日(金)から設営をする場合は、翌25日(土)の朝まで夜間警備をお 願いします。
 - ※25日(土)の夜から翌26日(日)のまつり開催までの夜間警備は実行委員会で行います。

2 撤去について

- (1) 時 間 事業終了後、翌日 (27日(月)午後5時まで) に撤去を完了してください。
 - ただし、27日(月)12時以降は、奏楽堂及び公園北側の出口までの 園路のみで撤去作業を行ってください。(別紙参照)
- (2) 注意事項 設営前の原状に復するとともに、作業によって生じたゴミ (特に、針金・釘・電気コード等) は必ず回収し、処分してください。

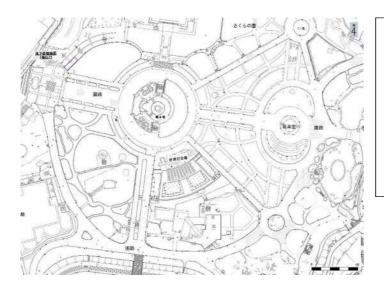
3 電気設備等

- (1) 電 源 必要出力は約 27.2kw です。別添電源配置図の電源は使用可能です。 不足分については、発電機等で確保してください。発電機等の設置場 所は、別途打ち合わせ願います。
- (2) コンセント メインステージ PA 及びコンセントを必要とするテント (別途指示) に 1500W コンセントを必要数設置してください。
- (3) 養 生 地上に設置する配線等で参加者が通行する部分は必ずウェイト式カバーで覆ってください。
- (4) 維持管理 事業実施当日の午前8時30分~午後3時の間、維持管理要員2名を 配置してください。



普選記念壇エリアは使用不可

- ・10月24日(金)13:00~21:00
- ・10月27日(月)9:00~12:00



使用不可エリア無し

- ・10月25日(土)9:00~21:00
- ・10月26日(日)9:00~21:00



奏楽堂エリア以外使用不可

・10月27日(月)12:00~18:00

令和7年度 昭和区区民まつり 事業概要

日時・場所 令和7年10月26日(日)10時~15時 鶴舞公園

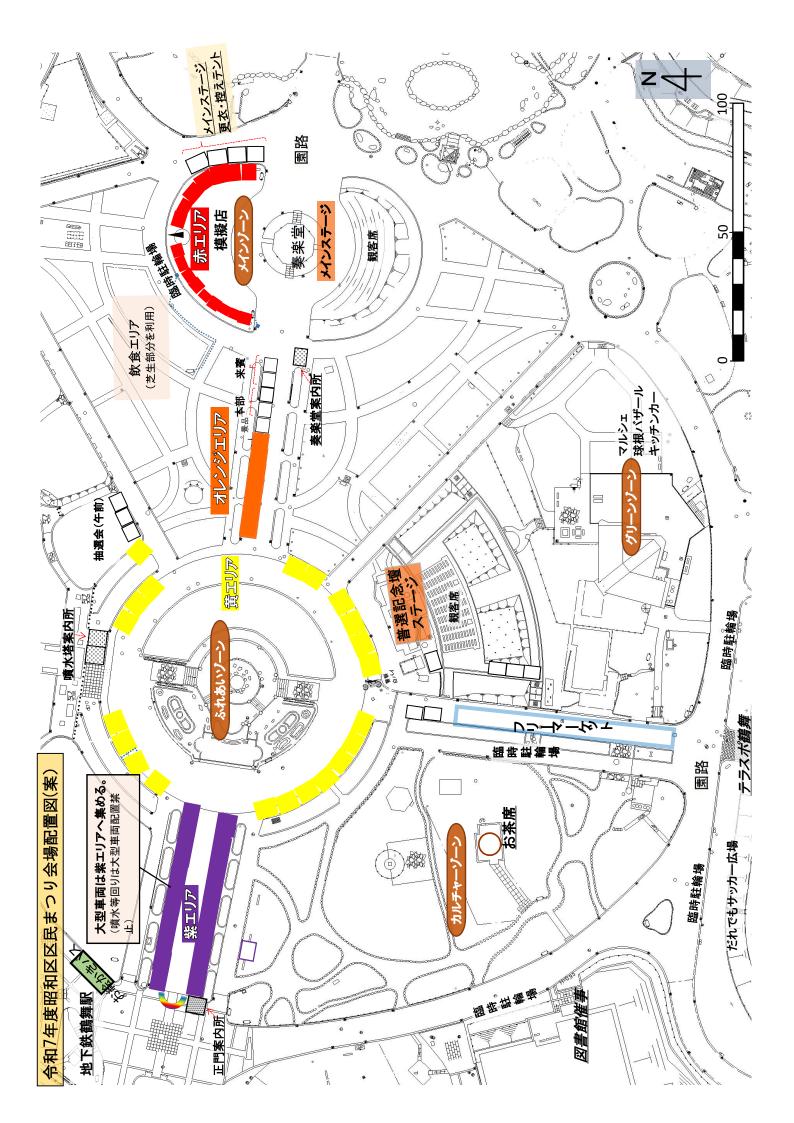
2 事業内容

時間	10.00	0.00.00	00.01	04.0	10:45 ~ 14:40		昼前後	10:00	~ 15:00
内容	「昭和区民のうた」で踊りながらパレード	山車、みこしのパフォーマンス	会長挨拶、来賓挨拶	ふれあい宣言	踊り、演奏、合唱、ダンス等	「昭和区民のうた」で総踊り	区民表彰	模擬投票、ゲーム企画等	模擬店等
関係主体	女性会・レクリエーションバレーボール協議会等	子ども会育成連絡協議会	実行委員会、来賓	各種団体推薦者	各学区·各種団体 保育園、幼稚園、小·中学校 運営協力:中部楽器技術専門学校	女性会、実行委員会等	各学区推薦者	明るい選挙昭和区推進協議会、子ども会育成連絡協議会等	子ども会育成連絡協議会、地域女性団体連絡協議会等
項目	Ĭ `` †		#	ਜੰ	- ハブーハ(#	ントスレインシールス		ブ ー ス 出 展 (オレンジェリア)	ブ — ス 出 展 (赤エリア)

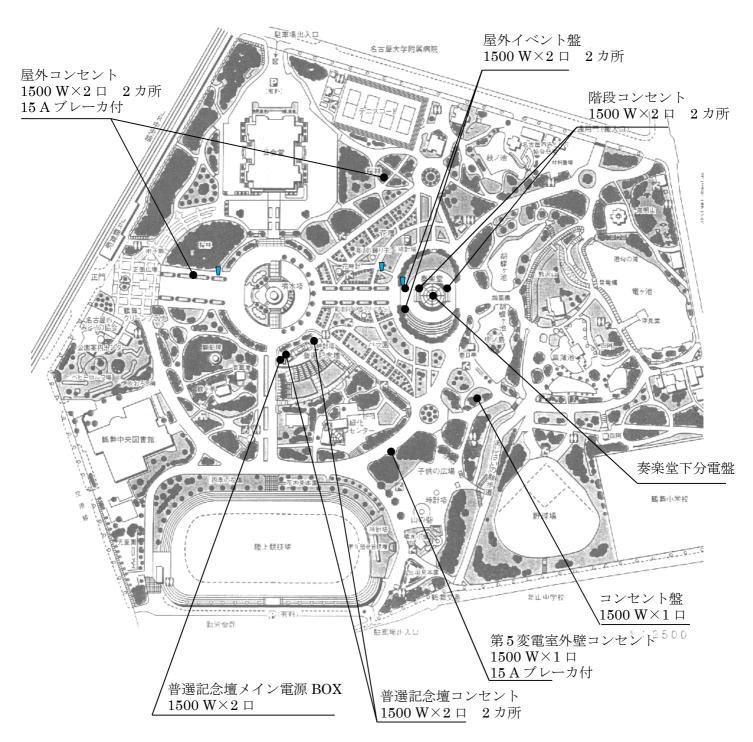
	普選記念壇ステージ	運営協力: 岡谷鋼機名古屋公会堂·中部楽器 技術専門学校	公募による出演団体の踊り、演奏、 合唱、ダンス等	10:30 ~ 15:00
ふれあいゾーン(1	なごやかクラブ昭和、鯱城会、スポーツ推進委員 連絡協議会、グラウンドゴルフ協会、ホーム・ファ イヤー・モニターズクラブ、民生委員児童委員連 盟、保護司会、更生保護女性会、八事の蝶々等	伝統的おあそび、体力測定、ホールインワンゲーム等	10:00
頃水塔田	ノ — A 出 版 (紫エリア、黄エリア)	保健環境委員会、環境事業所等	環境デーなごや関連等	75:00
[辺)		商店街等	模擬店、飲食物の販売	
		各公所(署)、事業所	ゲーム、クイズ、事業 PR 等	
+	鶴舞中央図書館湧き水施設 「つるのめぐみ」開放	名古屋市環境局	普段は入れない湧き水地点を開放	10:00 ~ 15:00
ハルチャ	お茶席(鶴々亭)	依頼先未定	お茶席	10:00 ~ 15:00
ーシーソ	だれでもサッカー広場	テラスポ鶴舞	・障がい者サッカーの体験・交流 ・ウォーキングサッカー体験	10:00~16:00
	フリーマーケット	公募	30 ブース程度を予定	10:00~2:15
グコーソンーソ	球根バザール、野菜マルシェ、キッチンカー(まか	緑化センター	新鮮野菜などの販売、球根、園芸土などの展示販売、キッチンカーでの飲食販売。	9:30 ~ 16:30

	抽 選 会 (午前の部)	区政協力委員、子ども会育成連絡協議会	各学区提供景品でのガラポン抽選会	11:30~13:00
共 通	抽 選 会 (午後の部/グランドフィナーレ)	実行委員会	協賛企業提供景品等でのくじ引き	14:40~15:00
	企画	実行委員会、子ども会育成連絡協議会、まちづくりサポーター「ショウちゃん隊」等	言二 SL(予定)	10:00~14:30
	火災予防巡視	消防団	会場內巡視	
	案内所(会場内3箇所)	区政協力委員	職員とともに案内所の運営	
	会場清掃	実行委員会構成団体、みちのボランティア、 区内郵便局長会	会場內清掃	
県 重	来場者アンケート	保護司会、区政協力委員	アンケート配布、回収	随時
1	駐輪場整理	学生まちづくりサポーター「ショウちゃん隊」、 みちのボランティア、ボーイスカウト、 区内郵便局長会	駐輪場整理	
	着ぐるみ会場巡回	まちづくりサポーター「ショウちゃん隊」	ショウちゃん等の着ぐるみを着て来場者 と交流	
#-	社会を明るくする運動・薬物 乱用防止キャンペーン	保護司会、更生保護女性会		
<i>-</i> ۲۲۹	交通安全・防犯キャンペーン	昭和警察署	各種啓発キャンペーン等	随時
-ソ	火災予防啓発キャンペーン	昭和消防署 ホーム・ファイヤー・モニターズ・クラブ		
烘	十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	雑無小哥内体説「ナス区 早 キ し 川 関 油 車 業		

注:下線は、鶴舞公園内施設による区民まつり関連事業



区民まつり開催時 鶴舞公園 電源及び水道配置図



▼ …水道(散水栓)

[特記事項]

情報取扱注意項目

第 1 この契約による昭和区区民まつり実行委員会(以下「委託者」という。)の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 受託者は、本件業務に関して知り得た委託者の保有する情報(委託者が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の委託者の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

- 第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。) を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (第三者への提供及び目的外使用の禁止)
- 第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、委託者の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。 (再委託の禁止又は制限等)
- 第6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、委託者の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 受託者は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号)第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

- 第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物(委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。 (情報の返却及び処分)
- 第8 受託者は、委託者の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、委託者の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

- 第 9 委託者の保有する情報並びに委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。
- 2 受託者は、委託者の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。 (報告等)
- 第 10 受託者は、委託者が委託者の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が委託者の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受託者は、委託者の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第 11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び委託者の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- 第 12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 契約を解除すること。

- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 委託者の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、昭和区区民まつり実行委員会へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者との契約解除

(発注者の解除権)

- 第 1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経 営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合等不正行為に対する特約条項

(談合その他の不正行為に係る昭和区区民まつり実行委員会の解除権)

- 第 1 条 昭和区区民まつり実行委員会は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。) とき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、 又は刑法第96条の6 若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、昭和区区民まつり実行委員会が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、昭和区区民まつり実行委員会が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引 方法 (一般指定) (昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売の場合など昭和区区 民まつり実行委員会に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを昭和区区民まつり実行委員会が認めるとき。
- (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、昭和区区民まつり実行委 員会は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求すること ができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならな V10
- 第 1 項の規定にかかわらず、昭和区区民まつり実行委員会に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超え 3 る場合は、昭和区区民まつり実行委員会は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる昭和区区民まつり実行委員会(以下「委託者」 という。) への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。) を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定め るグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者か ら委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなけれ

(グリーン配送に使用する車両)

- 第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。
 - (1) 電気自動車

- (2) 天然ガス自動車
- (3) メタノール自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 低排出ガス車かつ低燃費車
- (6) 燃料電池自動車 (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車
- (8) クリーンディーゼル自動車
- (9) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (10) 低排出ガス車

- (11) 低燃費車
- (12) 超低 P M排出ディーゼル車
- (13) LPガス貨物自動車
- (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車
- (15) その他、環境局長が認めるもの
- 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合し ない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならな V)

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、委託者が別途交付する名古屋市グリーン配 送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、委託者がグリ ーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、 本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」 という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、及び名古屋市障害のある人もない人も 共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由と する差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意する ものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規 定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。 (再委託に係る対応)
- 第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が 課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。